

JR西労組独自の共済制度

「家族支援共済」のご案内

国鉄時代より、在職中に万一のことがあった際に、有志が発起人となって義援金を募り、残されたご家族にお渡ししていました。

しかし、義援金は一時的なものであり、残されたご家族を長期間安定して支援していきませんでした。

そんな中、組合員より「JR西労組の組織力を活かし、共済制度を発足したらどうか」との声があがり、これをうけ議論を重ね、1997年にJR西労組独自の共済制度として「家族支援共済」は発足しました。

発足以降、今日まで、共に働く仲間の助け合いとして、突然のご不幸に見舞われたご家族を、まさに仲間で支援してきております。

支援はより多くの組合員の加入が必要です。



西日本旅客鉄道労働組合
中央執行委員長 上村 良成

**共済制度の主旨をご理解いただき、
加入を検討いただきますようお願いいたします**

制度内容の詳細はパンフレットをご参照ください

申込締切日：2024年5月7日(火)

申込書提出先：所属の分会役員へご提出ください

責任開始期(加入日)：2024年8月1日(木)

西日本旅客鉄道労働組合

家族支援共済

なぜ家族支援共済が必要なのでしょう

家族支援共済の概要

組合員のみなさんが万一亡くなられた場合

遺族が感じる不安

経済面

- 公的遺族年金の支給
(遺族基礎年金・遺族厚生年金)
公的遺族年金だけでは現在の生活水準を維持するのは困難です。
- 一時金の支給
(一般の生命保険・死亡退職金)
個人が運用しながら、計画的に使うことは非常に難しい。

精神面

- 残された家族の様々な「不安」「悩み」
- 疎外感 (相談相手がいない)
- 財産運用の相談に乗ってくれる人がいない
- さびしさが募り、途方にくれた… etc

経済的な不安 = 残されたご家族の生活費の不足

精神的な不安 = 頼れる人がいない不安

生活年金の給付が必要
(経済的支援)

遺族に対する説明・相談体制が必要
(精神的支援)

この制度は組合員のみなさんが万一亡くなられた場合、残された大切なご家族を、経済的、精神的にサポートしていく**JR西労組独自の共済制度**です。

家族支援共済の精神的サポート

家族支援共済のご加入者で、万一死亡給付が発生した場合、ご遺族の方に対し保険金受取試算をもとに今後のライフシミュレーションの作成、請求書の書き方を含めた請求相談を実施しております。



労働組合

組合が支援して
いきます



安心

精神的サポート (遺族ガイダンス)

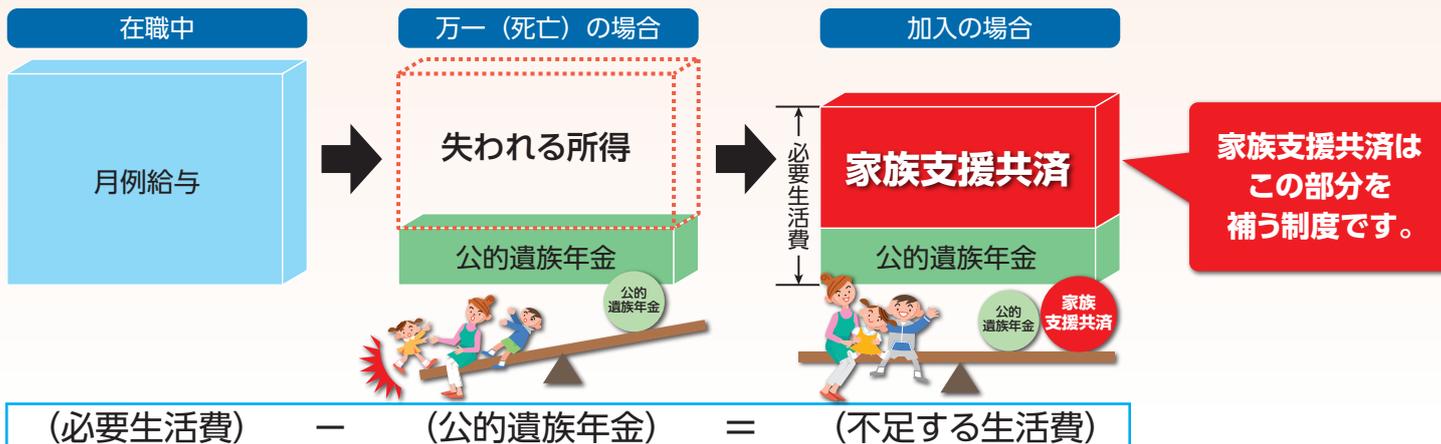


残されたご家族

きずな・安心感

家族支援共済の経済的サポート

残された家族が安心して生活するために毎月の生活費を確実にしかも長期間にわたり準備することが必要です。



家族支援共済のしくみ

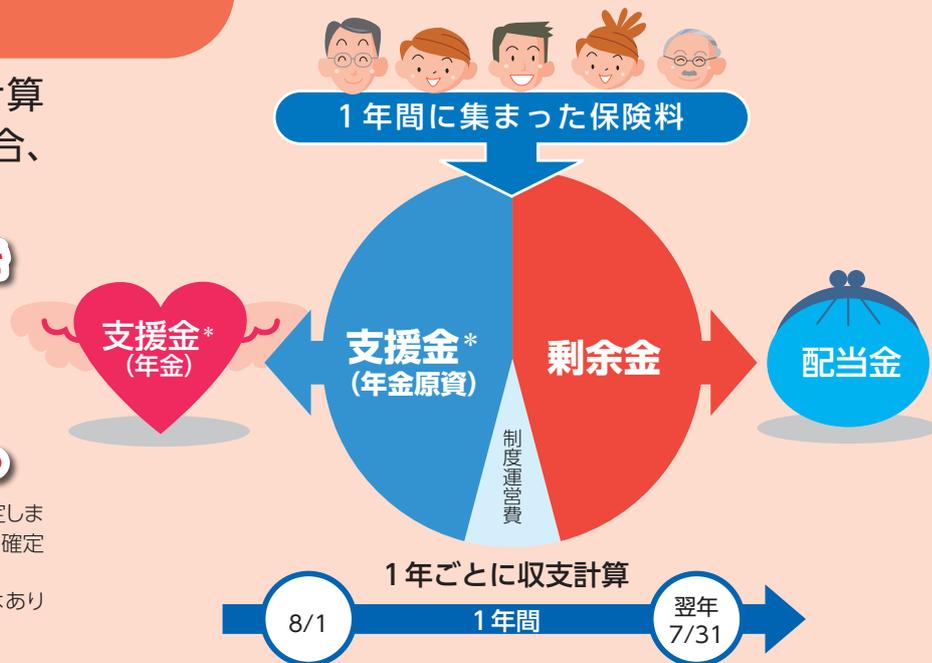
この制度は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金としてお返しします。

**万一のことがあった組合員を
組合員みんなで支えあう
組合員同士の
助け合い制度です。**

※配当率は、お支払い時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

※ただし、特約制度と退職後継続制度には配当金はありません。

*支援金とは死亡・高度障害時の保険金です。



※下記内容はご家族の許可を頂き記載しております。
※お客さまからいただいた声の中から当社で抽出・編集して掲載しています。

組合員のご家族のみなさまからのメッセージ

〈福岡地本 50代 組合員の配偶者〉

○ご意見等をご記入ください(制度内容、ガイダンス内容、現在の生活状況等)
突然の主人の死で先が考えない状況になった時にいろいろお話を聞いて頂き安心できました。

寝たきりの義母、大学生の娘、これから先も不安ほつきませんが頑張らして暮らしていきます。

組合員の皆様 有難うございます

○組合員(または組合役員)の方々へのメッセージがございましたらお願いします
昨夜まで元気だった主人が朝には、そくになっていました。今まではご一緒だと思っていた事が現実になりとても不安になりました。残された家族にむけて「家族支援共済」はとて心強いです。このおぼろしい共済 ありがとうございました。

〈広島地本 50代 組合員の配偶者〉

○ご意見等をご記入ください(制度内容、ガイダンス内容、現在の生活状況等)
この制度説明時 寄附のように 話と聞いて下さりありがとうございました。家族に何も考えなくて済むことが一番ですが、ガイダンス内容を読んでコースが選べること、剰余金の返金など、制度が整っていること、今後の方も加えたいと思います。

○組合員(または組合役員)の方々へのメッセージがございましたらお願いします
主人が元気で時から、「自分に何かあった時は 困らなうようにしよう」ということを聞いておりました。そして改めてこのことについてと分かりました。当時 主人も何気なく口をきいておられたこと、この制度が 組合員様の 善悪で成り立っていることとても心強いこと、ありがたうございました。

〈大阪地本 50代 組合員の配偶者〉

○ご意見等をご記入ください(制度内容、ガイダンス内容、現在の生活状況等)

この様な制度がある事を主人が加入している事も知りませんでした。

今回は家族支援制度によって 自分と助けられ、とてもありがたく思っています。

わざわざ自宅まで来ていただき説明して下さいました事に 感謝致します。

末娘が12月で20才になりましたが、まだ大学生です。まだまだ お金が必要なお事が多いですが、親子で力を合わせて頑張っていきます。

○組合員(または組合役員)の方々へのメッセージがございましたらお願いします

組合員の皆様 ありがとうございます。

色々な事にも気を使っていたいただき感謝しています。

〈大阪地本 30代 組合員のお母様〉

○ご意見等をご記入ください(制度内容、ガイダンス内容、現在の生活状況等)

1年間の闘病生活で、治療の為に医療保険の事は聞いていたが、この制度の事は聞いておらず、亡くなったから連絡が有りかっり致しました。若くして亡くなった事、息子が残された家族へのプレゼントと我々にくれたと思ひ感謝しています。

我が家は独身の息子でしたが、同じくらいの若い方で、お子様のいらっしゃる方もいらっしゃると思ひますか、とても心強い制度に存じと思っています。

制度の特徴

●死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を(一時金または年金として)お支払いします。 ●1年ご

死亡・高度障害のとき (加入対象区分: 本人)

コース名	ボ ー ナ ス 給 付	給付内容 (合計)					
		年 齢 歳	生 年 月 日	月 額 年 金 給 付 額 約 万円	ボ ー ナ ス 年 金 給 付 額 約 万円	受 取 期 間 年 約	
月額 15万円コース	あり (C1+C1)	18~35	1989.2.2~2007.2.1	15	10	27	
		36~40	1984.2.2~1989.2.1			25	
		41~45	1979.2.2~1984.2.1			20	
		46~50	1974.2.2~1979.2.1			15	
		51~55	1969.2.2~1974.2.1			10	
		56~60	1964.2.2~1969.2.1			8	
		61~65	1959.2.2~1964.2.1			5	
		66~70	1954.2.2~1959.2.1			5	
	なし (C+C)	18~35	1989.2.2~2007.2.1	15	-	30	
		36~40	1984.2.2~1989.2.1			25	
		41~45	1979.2.2~1984.2.1			20	
		46~50	1974.2.2~1979.2.1			15	
		51~55	1969.2.2~1974.2.1			10	
		56~60	1964.2.2~1969.2.1			8	
61~65		1959.2.2~1964.2.1	5				
66~70		1954.2.2~1959.2.1	5				
月額 10万円コース	あり (D1+D1)	18~35	1989.2.2~2007.2.1	10	25	30	
		36~40	1984.2.2~1989.2.1			25	
		41~45	1979.2.2~1984.2.1			20	
		46~50	1974.2.2~1979.2.1			15	
		51~55	1969.2.2~1974.2.1			10	
		56~60	1964.2.2~1969.2.1			8	
		61~65	1959.2.2~1964.2.1			5	
		66~70	1954.2.2~1959.2.1			5	
	なし (D+D)	18~35	1989.2.2~2007.2.1	10	-	30	
		36~40	1984.2.2~1989.2.1			25	
		41~45	1979.2.2~1984.2.1			20	
		46~50	1974.2.2~1979.2.1			15	
		51~55	1969.2.2~1974.2.1			10	
		56~60	1964.2.2~1969.2.1			8	
61~65		1959.2.2~1964.2.1	5				
66~70		1954.2.2~1959.2.1	5				
月額 8万円コース	あり (E1+E1)	18~35	1989.2.2~2007.2.1	8	20	30	
		36~40	1984.2.2~1989.2.1			25	
		41~45	1979.2.2~1984.2.1			20	
		46~50	1974.2.2~1979.2.1			15	
		51~55	1969.2.2~1974.2.1			10	
		56~60	1964.2.2~1969.2.1			8	
		61~65	1959.2.2~1964.2.1			5	
		66~70	1954.2.2~1959.2.1			5	
	なし (E+E)	18~35	1989.2.2~2007.2.1	8	-	30	
		36~40	1984.2.2~1989.2.1			25	
		41~45	1979.2.2~1984.2.1			20	
		46~50	1974.2.2~1979.2.1			15	
		51~55	1969.2.2~1974.2.1			10	
		56~60	1964.2.2~1969.2.1			8	
61~65		1959.2.2~1964.2.1	5				
66~70		1954.2.2~1959.2.1	5				

(しくみ・保険料について)

※本制度は、新・団体定期保険(給付①)と新・団体定期保険(給付②)をセットしたものです。 ※いずれか1種類を選んでください。

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳=2024年8月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。

※この制度は年齢により保険金額が自動的に増減することがあります。給付②の本人の保険金額が配偶者・子どもの保険金額未満となった場合は自動的に配偶者・子どもを本人の保険金額以下に減額、または脱退とさせていただきます。

※記載の保険料は2023年8月1日更新時に適用の優良割引率で計算しています。なお、今後の本人の加入者数や、保険金のお支払状況の増減等により適用する優良割引率が変わるもしくは廃止となる場合があります。

とに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金としてお返しします。

受取総額 万円		保険料 (概算)				一時金の場合 (死亡・高度障害保険金) (年金原資) (内訳)			
		月額保険料		ボーナス保険料		給付①		給付②	
		男性 円	女性 円	男性 円	女性 円	コース名 一時金の場合 (死亡・高度障害保険金) (年金原資) 万円	コース名 一時金の場合 (死亡・高度障害保険金) (年金原資) 万円	コース名 一時金の場合 (死亡・高度障害保険金) (年金原資) 万円	コース名 一時金の場合 (死亡・高度障害保険金) (年金原資) 万円
5,494	4,923	3,082	2,064	2,117	1,420	C1	C1	1,022	3,901
5,088	4,599	3,625	3,129	2,488	2,148			927	3,577
4,656	4,307	3,969	3,058	6,716	5,177			700	3,380
3,493	3,309	4,428	3,392	7,495	5,743			469	2,382
2,352	2,282	4,638	3,260	7,821	5,498			1,355	
1,859	1,820	5,588	3,437	9,480	5,830			1,120	
1,165	1,157	5,546	2,956	9,404	5,011			688	
1,165	1,157	8,210	3,979	13,921	6,748			688	
5,473	4,835	3,363	2,251			C	C	903	3,932
4,560	4,120	3,612	3,117					548	3,217
3,648	3,378	3,980	3,068					367	2,475
2,736	2,594	4,437	3,399						1,691
1,842	1,786	4,635	3,260						883
1,456	1,425	5,588	3,437						877
913	906	5,546	2,956						539
913	906	8,210	3,979						539
5,185	4,581	2,256	1,510	5,690	3,815	D1	D1	856	3,725
4,320	3,904	2,423	2,092	6,107	5,274			520	3,048
3,456	3,201	2,670	2,059	6,732	5,192			348	2,345
2,593	2,459	2,978	2,282	7,515	5,760				1,603
1,748	1,696	3,125	2,197	7,814	5,496				840
1,380	1,351	3,749	2,305	9,480	5,830				831
864	859	3,722	1,984	9,404	5,011		511		
864	859	5,510	2,671	13,921	6,748		511		
3,672	3,244	2,256	1,510			D	D	606	2,638
3,060	2,765	2,423	2,092					368	2,159
2,448	2,267	2,670	2,059					246	1,661
1,836	1,741	2,978	2,282						1,135
1,242	1,204	3,125	2,197						598
977	956	3,749	2,305						588
612	608	3,722	1,984						362
612	608	5,510	2,671						362
4,164	3,680	1,814	1,215	4,558	3,056	E1	E1	688	2,992
3,470	3,137	1,949	1,683	4,895	4,227			418	2,449
2,776	2,573	2,149	1,656	5,399	4,163			280	1,885
2,082	1,975	2,394	1,835	6,018	4,613				1,287
1,408	1,367	2,523	1,774	6,273	4,413				679
1,109	1,085	3,012	1,852	7,607	4,679				667
695	691	2,994	1,595	7,569	4,033				411
695	691	4,432	2,148	11,204	5,430				411
2,897	2,562	1,782	1,193			E	E	488	2,074
2,460	2,224	1,949	1,683					296	1,736
1,968	1,824	2,149	1,656					198	1,336
1,476	1,400	2,394	1,835						912
1,001	972	2,523	1,774						484
785	768	3,012	1,852						472
492	489	2,994	1,595						291
492	489	4,432	2,148						291

〈年金額について〉
 ※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

※受取期間中の年金額が一定（増加しない）タイプ的设计となっています。また給付①の支払い期間中は給付②を据置き、給付①の支払い期間が終了後に給付②より支払う場合の給付額を記載しています。

〈ボーナス部分のお取扱いについて〉

※半年単位の契約応当日から、次の賞与時払保険料が払い込まれる前に、死亡・高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、その賞与時払の保険料が払い込まれたときに限り、月払保険部分および半年払保険部分の保険金をお支払いします。

※半年払保険部分（ボーナス給付）のみの加入はできません。

死亡・高度障害のとき（加入対象区分：本人）

コース名	ボ ー ナ ス 付 給	給付内容（合計）					
		年 齢 歳	生 年 月 日	月 額 年 金 給 付 額 約 万円	ボ ー ナ ス 年 金 給 付 額 約 万円	受 取 期 間 年 約	
月額 7万円コース	あり (F1+F1)	18~35	1989.2.2~2007.2.1	7	15	30	
		36~40	1984.2.2~1989.2.1				25
		41~45	1979.2.2~1984.2.1				20
		46~50	1974.2.2~1979.2.1				15
		51~55	1969.2.2~1974.2.1				8
		56~60	1964.2.2~1969.2.1				8
		61~65	1959.2.2~1964.2.1				5
	66~70	1954.2.2~1959.2.1	5				
	なし (F+F)	18~35	1989.2.2~2007.2.1	7	-	30	
		36~40	1984.2.2~1989.2.1				25
		41~45	1979.2.2~1984.2.1				20
		46~50	1974.2.2~1979.2.1				15
		51~55	1969.2.2~1974.2.1				10
		56~60	1964.2.2~1969.2.1				8
61~65		1959.2.2~1964.2.1	5				
66~70	1954.2.2~1959.2.1	5					
月額 5万円コース	あり (G1+G1)	18~35	1989.2.2~2007.2.1	5	10	30	
		36~40	1984.2.2~1989.2.1				25
		41~45	1979.2.2~1984.2.1				20
		46~50	1974.2.2~1979.2.1				15
		51~55	1969.2.2~1974.2.1				10
		56~60	1964.2.2~1969.2.1				8
		61~65	1959.2.2~1964.2.1				5
	66~70	1954.2.2~1959.2.1	5				
	なし (G+G)	18~35	1989.2.2~2007.2.1	5	-	30	
		36~40	1984.2.2~1989.2.1				25
		41~45	1979.2.2~1984.2.1				20
		46~50	1974.2.2~1979.2.1				15
		51~55	1969.2.2~1974.2.1				10
		56~60	1964.2.2~1969.2.1				8
61~65		1959.2.2~1964.2.1	5				
66~70	1954.2.2~1959.2.1	5					

（しくみ・保険料について）

※本制度は、新・団体定期保険（給付①）と新・団体定期保険（給付②）をセットしたものです。 ※いずれか1種類を選んでください。
 ※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。（例）保険年齢40歳=2024年8月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
 ※記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。
 ※この制度は年齢により保険金額が自動的に増減することがあります。給付②の本人の保険金額が配偶者・子どもの保険金額未満となった場合は自動的に配偶者・子どもを本人の保険金額以下に減額、または脱退とさせていただきます。
 ※記載の保険料は2023年8月1日更新時に適用の優良割引率で計算しています。なお、今後の本人の加入者数や、保険金のお支払状況の増減等により適用する優良割引率が変更もしくは廃止となることがあります。

ご注意ください

配偶者・子どもの保険金額は、本人（給付②）の保険金額と同額以下でしか加入でき

※この制度は年齢により保険金額が自動的に増減することがあります。本人（給付②）の保険金額（年金原資）が配偶者・子ども

配偶者プラン

死亡・高度障害のとき

年金月額 約7万円コース ▶ 申込書の 429 にマルをしてください。

年 齢 歳	生 年 月 日	受取年数 年 約	年 金 月 額		受取総額 約 万円	一時金の場合 (死亡・高度障害保険金) (年金原資) 万円	月額保険料（概算）	
			初 年 度 約 万円	最 終 年 度 約 万円			男 性 円	女 性 円
18~35	1989.2.2~2007.2.1	5	6.9	7.5	433	429	296	197
36~40	1984.2.2~1989.2.1						373	322
41~45	1979.2.2~1984.2.1						502	386
46~50	1974.2.2~1979.2.1						729	558
51~55	1969.2.2~1974.2.1						1,107	776
56~60	1964.2.2~1969.2.1						1,677	1,030
61~65	1959.2.2~1964.2.1						2,621	1,394
66~70	1954.2.2~1959.2.1	3,882	1,879					

年金月額 約5万円コース ▶ 申込書の 309 にマルをしてください。

年 齢 歳	生 年 月 日	受取年数 年 約	年 金 月 額		受取総額 約 万円	一時金の場合 (死亡・高度障害保険金) (年金原資) 万円	月額保険料（概算）	
			初 年 度 約 万円	最 終 年 度 約 万円			男 性 円	女 性 円
18~35	1989.2.2~2007.2.1	5	5.0	5.4	312	309	213	142
36~40	1984.2.2~1989.2.1						269	232
41~45	1979.2.2~1984.2.1						362	278
46~50	1974.2.2~1979.2.1						525	402
51~55	1969.2.2~1974.2.1						797	559
56~60	1964.2.2~1969.2.1						1,208	742
61~65	1959.2.2~1964.2.1						1,888	1,004
66~70	1954.2.2~1959.2.1	2,796	1,353					

		保険料 (概算)				一時金の場合 (死亡・高度障害保険金) (年金原資) (内訳)								
受取総額 万円	一時金の場合 (死亡・高度障害保険金) (年金原資) 万円	月額保険料		ボーナス保険料		給付①		給付②						
		男性 円	女性 円	男性 円	女性 円	コース名 一時金の場合 (死亡・高度障害保険金) (年金原資) 万円	コース名 一時金の場合 (死亡・高度障害保険金) (年金原資) 万円	コース名 一時金の場合 (死亡・高度障害保険金) (年金原資) 万円	コース名 一時金の場合 (死亡・高度障害保険金) (年金原資) 万円					
3,506	3,098	1,593	1,067	3,434	2,303	F1	F1	579	F1	2,519				
2,921	2,640	1,711	1,477	3,689	3,185					2,061				
2,336	2,165	1,886	1,454	4,065	3,135					1,586				
1,752	1,662	2,102	1,610	4,532	3,474					1,083				
947	927	1,781	1,251	3,806	2,676					575				
932	913	2,643	1,626	5,736	3,527					561				
584	581	2,626	1,400	5,695	3,034					345				
584	581	3,888	1,884	8,430	4,086					345				
2,593	2,291	1,593	1,067							428	F	428	F	1,863
2,136	1,931	1,693	1,461											1,503
1,728	1,601	1,886	1,454							1,173				
1,296	1,229	2,102	1,610							801				
881	855	2,219	1,561							427				
688	674	2,643	1,626					260		414				
432	429	2,626	1,400					174		255				
432	429	3,888	1,884							255				
2,444	2,161	1,130	756	2,281	1,530	G1	G1	410	G1	1,751				
2,070	1,871	1,236	1,067	2,472	2,134					1,461				
1,656	1,534	1,362	1,049	2,724	2,101					1,124				
1,243	1,179	1,519	1,164	3,046	2,334					769				
848	823	1,614	1,136	3,192	2,245					413				
659	646	1,906	1,172	3,840	2,362					396				
424	422	1,904	1,014	4,160	2,217					246				
424	422	2,818	1,366	6,158	2,985					246				
1,872	1,654	1,150	770											1,345
1,560	1,410	1,236	1,067											1,101
1,248	1,156	1,362	1,049							847				
936	888	1,519	1,164							579				
641	622	1,614	1,136							313				
496	486	1,906	1,172							298				
313	311	1,904	1,014							185				
313	311	2,818	1,366							185				

(年金額について)
 ※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
 ※受取期間中の年金額が一定（増加しない）タイプ的设计となっています。また給付①の支払い期間中は給付②を据置き、給付①の支払い期間が終了後に給付②より支払う場合の給付額を記載しています。
 (ボーナス部分のお取扱いについて)
 ※半年単位の契約応当日から、次の賞与時払保険料が払い込まれる前に、死亡・高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、その賞与時払の保険料が払い込まれたときに限り、月払保険部分および半年払保険部分の保険金をお支払いします。
 ※半年払保険部分（ボーナス給付）のみの加入はできません。

ません。

の保険金額（年金原資）未満となった場合は自動的に配偶者・子どもを本人の保険金額以下に減額、または脱退とさせていただきます。

年金月額 約3万円コース ▶ 申込書の「185」にマルをしてください。

年齢 歳	生年月日	受取年数 年	年金月額		受取総額 万円	一時金の場合 (死亡・高度障害保険金) (年金原資) 万円	月額保険料 (概算)	
			初年度 万円	最終年度 万円			男性 円	女性 円
18~35	1989.2.2~2007.2.1	5	2.9	3.2	186	185	128	85
36~40	1984.2.2~1989.2.1						161	139
41~45	1979.2.2~1984.2.1						216	167
46~50	1974.2.2~1979.2.1						315	241
51~55	1969.2.2~1974.2.1						477	335
56~60	1964.2.2~1969.2.1						723	444
61~65	1959.2.2~1964.2.1						1,130	601
66~70	1954.2.2~1959.2.1						1,674	810

こどもプラン

死亡・高度障害のとき

コース 万円	年齢	生年月日	一時金の場合 (死亡・高度障害保険金)	月額保険料
300	3~22歳	2002.2.2~2022.2.1	300万円	一律210円
100			100万円	一律70円

※配偶者・子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
 ※配偶者・子どもの保険金額は本人と同額以下とさせていただきます。
 ※本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・子どもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合は配偶者・子どもは同時に脱退となります。
 ※子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同額にて加入となります。
 ※配偶者および子ども特約の保険料は月払のみです。
 ※記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。
 ※配偶者プランは、受取期間中の年金額が増加（2%単利増）するタイプ的设计となっています。
 ※記載の保険料は2023年8月1日更新時に適用の優良割引率で計算しています。なお、今後の本人の加入者数や、保険金のお支払状況の増減等により適用する優良割引率に変更もしくは廃止となる場合があります。
 ※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
 ※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳=2024年8月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

特約制度 健活

制度の特徴

- 特定疾病（悪性新生物（がん）・急性心筋梗塞・脳卒中）の治療費として保険金をお支払いします。
- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- 特約を付加した場合、7大疾病（悪性新生物（がん）・急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変）および悪性新生物（がん）・上皮内新生物の治療費として保険金をお支払いします。
- 健康診断結果に応じたキャッシュバックがあります。※ランク③の場合は、キャッシュバックはありません。

保障内容

[加入対象区分：本人・配偶者]

保障区分	保障内容	申込保険金額	
		100万円	200万円
基本部分 (主契約)	○所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき 特定疾病保険金(※1)	100万円	200万円
	○死亡・所定の高度障害状態のとき 死亡・高度障害保険金(※1)		
特約① (7大疾病保障特約)	○所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患(高血圧性網膜症)・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき 7大疾病保険金(※2)	50万円	100万円
特約② (がん・上皮内新生物保障特約)	○所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき がん・上皮内新生物保険金(※2)	10万円	20万円

- ⚠ (※1) 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。
(※2) 7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

(注) 特約を付加するには、基本部分(主契約)への加入が必要です。

◀リビング・ニース特約▶余命6か月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。

保険金ごとの保障イメージ (お申込金額200万円の場合)

保険金種類		お支払事由					
		死亡・高度障害	特定疾病			その他の4疾病	上皮内新生物
			悪性新生物(がん)(※)	急性心筋梗塞	脳卒中	重度の糖尿病 重度の高血圧性疾患 慢性腎不全 肝硬変	
基本部分 (主契約)	特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金	お支払事由のいずれかに該当で200万円					
特約①	7大疾病保険金	お支払事由のいずれかに該当で100万円					
特約②	がん・上皮内新生物保険金	お支払事由のいずれかに該当で20万円					
お支払事由ごとの保険金額合計		200万円	320万円	300万円	300万円	100万円	20万円

(※)「特定疾病保険金」および「7大疾病保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。「がん・上皮内新生物保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含みます。

◀7大疾病保障特約またはがん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項▶

- 7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金を支払われた場合に消滅します。
- 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

健康サポート・キャッシュバック特約

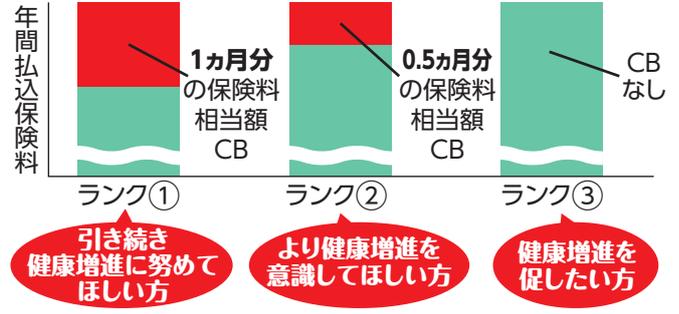
健康診断結果の数値をポイント化してランク判定。ランクに応じて保険料の一部をキャッシュバックします。
(キャッシュバックがないランクもあります)

ランク判定Step

- Step 1** 健康診断結果数値に基づき各項目をA～Dに区分
- Step 2** A～Dの区分と年齢・性別ごとに定めたポイントを付与
- Step 3** 合計ポイントに応じてランク①～③を判定(ランク①が上位)

健康サポート・キャッシュバック特約

ランク①・②の加入者に保険料の一部をキャッシュバック(CB)



健康サポート・キャッシュバック特約(無料)を付加する場合は、申込書の「同意する」にチェック☑をつけてください。

〈申込書イメージ〉 健 診 情 報 提 出 *** 同意する(1) 同意しない(5)

月額保険料表

本人・配偶者共通
(保険期間1年、集団扱月払、保険金額100万円・200万円)

(単位:円)

本人・配偶者

年齢	男 性				女 性											
	100万円		200万円		100万円		200万円									
	基本部分 (主契約) 保険金額 100万円	特約① (7大疾病 保障特約) 保険金額 50万円	特約② (がん・上肢内 新生物保障特約) 保険金額 10万円	合計 保険料	基本部分 (主契約) 保険金額 200万円	特約① (7大疾病 保障特約) 保険金額 100万円	特約② (がん・上肢内 新生物保障特約) 保険金額 20万円	合計 保険料	基本部分 (主契約) 保険金額 100万円	特約① (7大疾病 保障特約) 保険金額 50万円	特約② (がん・上肢内 新生物保障特約) 保険金額 10万円	合計 保険料	基本部分 (主契約) 保険金額 200万円	特約① (7大疾病 保障特約) 保険金額 100万円	特約② (がん・上肢内 新生物保障特約) 保険金額 20万円	合計 保険料
18～20歳 2004.2.2～2007.2.1	148	65	13	226	296	130	26	452	123	65	15	203	246	130	30	406
21～25歳 1999.2.2～2004.2.1	199	70	13	282	398	140	26	564	148	75	25	248	296	150	50	496
26～30歳 1994.2.2～1999.2.1	204	80	14	298	408	160	28	596	189	100	32	321	378	200	64	642
31～35歳 1989.2.2～1994.2.1	253	105	16	374	506	210	32	748	271	145	45	461	542	290	90	922
36～40歳 1984.2.2～1989.2.1	344	135	20	499	688	270	40	998	400	220	61	681	800	440	122	1,362
41～45歳 1979.2.2～1984.2.1	478	195	30	703	956	390	60	1,406	586	365	80	1,031	1,172	730	160	2,062
46～50歳 1974.2.2～1979.2.1	801	340	47	1,188	1,602	680	94	2,376	740	475	100	1,315	1,480	950	200	2,630
51～55歳 1969.2.2～1974.2.1	1,332	540	72	1,944	2,664	1,080	144	3,888	969	605	103	1,677	1,938	1,210	206	3,354
56～60歳 1964.2.2～1969.2.1	2,088	920	124	3,132	4,176	1,840	248	6,264	1,195	805	119	2,119	2,390	1,610	238	4,238
61～65歳 1959.2.2～1964.2.1	3,257	1,465	227	4,949	6,514	2,930	454	9,898	1,698	955	161	2,814	3,396	1,910	322	5,628
66～70歳 1954.2.2～1959.2.1	4,824	2,115	348	7,287	9,648	4,230	696	14,574	2,244	1,275	181	3,700	4,488	2,550	362	7,400

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳=2024年8月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで

※この制度の保険料は年単位の契約応当日ごとの主契約の総保険金額により割引が適用される場合があります。記載の保険料は主契約の総保険金額30億円以上100億円未満の場合の保険料です。したがって、実際の主契約の総保険金額が異なれば、保険料も異なる場合があります。その場合は年単位の契約応当日より正規保険料を適用します。

※記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入(増額)および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定される場合があります。

※加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり 約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いします。

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

退職後継続制度

退職後も継続できます

制度の特徴

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- 保険年齢70歳までの保障が準備できます。

制度内容 (本人・配偶者共通です)

【加入対象区分：本人・配偶者】



死亡・高度障害のとき

月額約5万円×5年間(一時金(年金原資)の場合300万円) 死亡・高度障害保険金(年金原資) 300万円

※余命6か月以内と判断されるとき、保険金の前払請求ができます。(リビング・ニーズ特約)

※年金額は「年金保険」ご契約時点の保険料率により計算されますので、記載の年金額は現時点で確定された金額ではありません。

月額保険料表

本人・配偶者共通 (保険期間：70歳満了、集団扱月払、保険金額300万円)
加入した時点の保険料率が70歳まで変わりません。

(単位：円)

年齢	男性	女性	年齢	男性	女性	年齢	男性	女性	年齢	男性	女性
18歳	996	612	30歳	1,281	771	42歳	1,779	1,011	54歳	2,640	1,356
19歳	1,014	624	31歳	1,314	783	43歳	1,836	1,038	55歳	2,733	1,389
20歳	1,035	633	32歳	1,344	801	44歳	1,896	1,062	56歳	2,829	1,419
21歳	1,053	645	33歳	1,380	819	45歳	1,956	1,089	57歳	2,934	1,455
22歳	1,074	657	34歳	1,416	840	46歳	2,025	1,119	58歳	3,042	1,494
23歳	1,098	669	35歳	1,455	858	47歳	2,091	1,149	59歳	3,156	1,530
24歳	1,122	681	36歳	1,497	876	48歳	2,163	1,179	60歳	3,270	1,566
25歳	1,143	693	37歳	1,536	897	49歳	2,238	1,212	61歳	3,396	1,605
26歳	1,167	708	38歳	1,584	918	50歳	2,316	1,239	62歳	3,525	1,647
27歳	1,194	723	39歳	1,626	942	51歳	2,394	1,269	63歳	3,660	1,689
28歳	1,224	738	40歳	1,677	960	52歳	2,472	1,299	64歳	3,798	1,734
29歳	1,248	753	41歳	1,728	984	53歳	2,553	1,326	65歳	3,939	1,782

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳=2024年8月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで

※この制度の保険料は年単位の契約応当日ごとの総保険金額により割引が適用される場合があります。なお、割引前の保険料率は満期まで同一です。

記載の保険料は総保険金額30億円以上100億円未満の場合の保険料です。したがって、実際の総保険金額が異なれば、保険料も異なる場合があります。その場合は年単位の契約応当日より正規保険料を適用します。(既加入の方の保険料は上記に関わらず、ご加入時の年齢及び保険料率が適用されますが、割引額の変更により保険料が変更になる場合があります。)

※記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。

※加入日(※)以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり 約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いたします。

(※) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

※配偶者のみの加入はできません。本人とセットでご加入ください。

年金払

1. 年金の種類と型

- 年金支払期間は、支払請求時に2～20年の中から選択いただけます。(定額型確定年金です)

2. 配当金

- 年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。

3. 年金受取人

- 保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。
- 支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。

4. 年金のお支払い

- 年金受取人へのお支払は、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。
- 年金のお支払日は、年金支払月の応当日（15日）です。
- 年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。

5. 年金払の対象となる保険金

- 無配当定期保険（Ⅱ型）の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。
- この制度は、保険金の受取人が主約款の条項（保険金の支払方法の選択）に基づき、保険金の支払事由発生後に保険金の全部または一部について、一時金でのお支払いに代えて年金支払をお選びいただくものです。この場合、保険金の全部または一部が新たにご契約いただく「年金保険」の一時払保険料に充当され、年金として支払われます。

ご退職後の取り扱いについて

ご退職前に「家族支援共済」「特約制度」「退職後継続制度」へご加入されている方は、『退職後加入制度』へ加入できます。

退職後の取り扱いは以下のとおりです。

パターン①

シニア社員またはシニアリーダー社員
等で引き続き組合員の方

「家族支援共済」は自動継続となります。
手続きは不要です。

パターン②

シニア社員またはシニアリーダー社員
等にならず会社を退職される方

または

すでにシニア社員またはシニアリー
ダー社員等で会社を退職される方

「家族支援共済」は脱退となり、
『退職後加入制度』へ加入できます。

ご加入までの流れ

- Step 1 ご退職のご連絡（地本または総支部へご住所等をご連絡ください）
- Step 2 必要書類の受領（ご自宅へ必要書類を郵送いたします）
- Step 3 必要書類のご提出（明治安田生命へ必要書類をご提出いただきます）
- Step 4 『退職後加入制度』ご加入日までの「現職制度」の保険料払込
- Step 5 『退職後加入制度』の保険料の払込

詳細はご案内時にご自宅に到着する書類をご確認いただくか、以下までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

明治安田生命保険相互会社 大阪公法人部 法人営業第二部 **06-6208-5427**

みんなのMYポータル(アプリ版)のご登録を漏れなくお願いします!

ご加入内容の確認や特約制度「健康サポート・キャッシュバック特約」の健診情報のご提出は、「みんなのMYポータル(アプリ版)」の登録が必要です。

登録方法は以下をご確認ください!

1. アプリのインストール

アプリストアより「みんなのMYポータル」を検索し、配布元が「明治安田生命」であることを確認しインストールしてください

iOSの場合



みんなのMYポータル

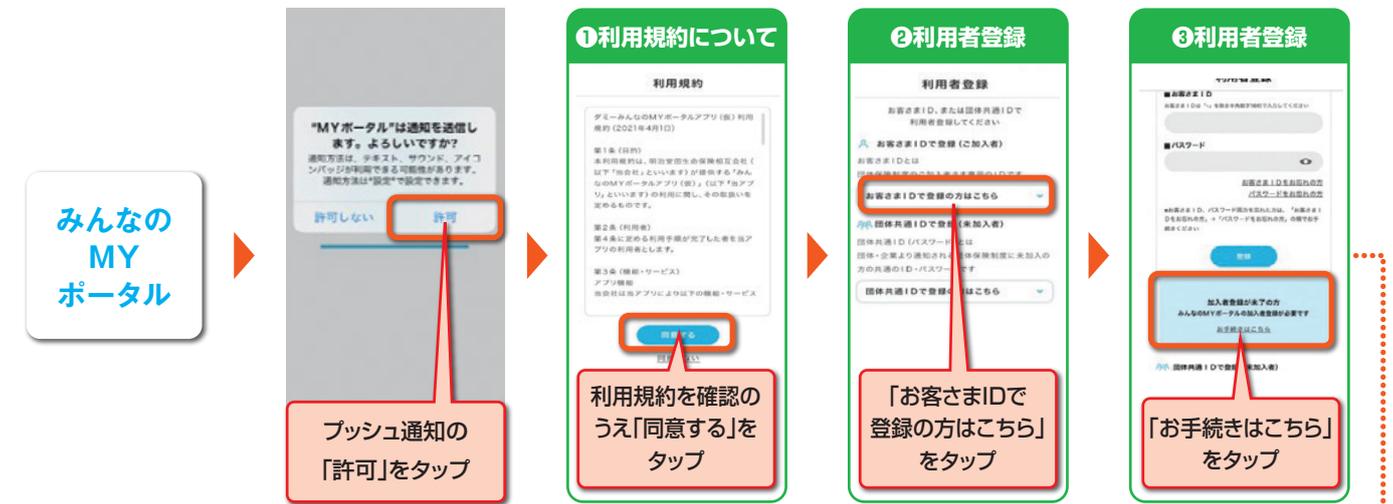
Androidの場合



みんなのMYポータル

2. アプリの起動と初回登録

インストール後、「みんなのMYポータル」アプリのアイコンをタップし、初回利用者登録をしてください



みんなのMYポータル

① 利用規約について
利用規約を確認のうえ「同意する」をタップ

② 利用者登録
「お客さまIDで登録の方はこちら」をタップ

③ 利用者登録
「お手続きはこちら」をタップ

はがきシーラーを / ご準備ください /

はがきシーラー(中面)



④ ご加入者情報登録
はがきシーラー(中面)の「お客さまID」・「初回アクセスコード※」を入力 ※半角英数字(大文字)、半角数字
任意のメールアドレスを登録

⑤ 仮パスワード入力
登録したメールアドレスに送信される「仮パスワード」を入力 ※半角英数字8~16文字

⑥ パスワード登録
任意のパスワードを設定 ※半角英数字8~16文字

⑦ 第2パスワード登録
任意に第2パスワードを設定 ※半角数字6文字 ※誕生日はエラーとなります

「みんなのMYポータル」アプリに戻ってください

みんなのMYポータル

⑧ 利用者登録
はがきシーラー(中面)の「お客さまID」とご自身で設定した「パスワード」を入力
「生体認証登録」をタップ ※生体認証非対応の場合は「登録」と表示されています

新規登録・操作方法で
お困りの方は **0120-565-609** 平日 9:00~18:00 (土曜・日曜・祝日・年末年始は除く)

※音声ガイダンスで案内される番号は「02」を選択してください
※アプリ機能のお問い合わせは、団体窓口またはアプリ内の利用ガイド内「お問い合わせ」に記載の「照会窓口」に連絡してください

「特約制度」ご加入者のみなさまへ 健康サポート・キャッシュバック特約 ランク判定に向けたお手続きのご案内

ご加入いただいている【特約制度】は、ご提出いただいた健康診断や人間ドックの結果に応じて、保険料の一部がキャッシュバック（返金）される仕組みです。

年に1度の機会ですので、下記の対象者・スケジュール・手順をご確認いただき、忘れずにお手続きをお願いいたします。

※下記および次ページのStep1・2の手順に沿ってお手続きをお願いいたします。

※キャッシュバックがない場合もございます。ランク判定の詳細はパンフレットでご確認ください。

▲ 今回お手続きいただきたい対象の方

2023年4月～5月PR時の申込書または期中同意書にて「健診情報提出」にご同意いただいた方

キャッシュバック ランク判定のスケジュール (ステップごとの手順は下段参照)



Step 1 「みんなのMYポータル」の登録をお願いします 5/10(金)まで

- 同封のはがきシラーをお手元にご準備いただき、5月10日（金）までにご登録ください
- 加入者登録が完了した方に、5月20日（月）以降、登録したメールアドレスあてに健康診断情報のご提出依頼メールを送付いたします
- すでにご登録がお済みの方は、5月20日（月）以降、次ページのStep2から始めてください

はがきシラー (中面)

〒100-0001
(00016719-00001)
00000001234567
ワカバ カオル 様
https://be7.meijiyasuda.co.jp
1600-0000-1234-5678

パソコン
URLを入力し
ログイン画面へ
<https://be7.meijiyasuda.co.jp>
明治安田 みんなのMYポータル

スマートフォン
二次元コードを読み取り
ログイン画面へ

1 ログイン画面
「はじめてログインされるお客さま」をタップ

2 ご加入者情報登録
はがきシラー (中面) の「お客さまID」・「初回アクセスコード」 (※半角英字 (大文字)、半角数字) を入力
任意のメールアドレスを登録

3 仮パスワード入力
登録したメールアドレスに送信される「仮パスワード」 (※半角英数字8～16文字) を入力

4 パスワード登録
任意のパスワードを設定 (※半角英数字8～16文字)

5 第2パスワード登録
任意の第2パスワードを設定 (半角数字6文字) ※誕生日はエラーとなります

6 TOP画面
TOP画面に移動したら登録完了

7 ご加入者さまTOP
「ご加入者さま」をタップし加入内容を確認

健康診断結果入力のご案内メール受信後 **5/20(月)以降**

Step 2

健康診断結果の**入力**をお願いします **6/14(金)まで**

2022年8月以降に受診した健康診断・人間ドックの結果票を見ながら、PC・スマホ等でご入力ください

1 インターネットで「みんなのMYポータル」を検索

2 お客さまID ログインをタップ

3 お客さまIDを入力し、ログインをタップ

4 みんなのMYポータルが開くので、ご加入者さまをタップ

5 各種お手続きをタップ

6 健診データアップロードをタップ

7 第2パスワードを入力し、送信をタップ

※ご自身で設定した数字6桁

8 提出する方の氏名を選択

9 健診結果の値を入力し、「画像の追加」から健診結果票を撮影し登録。完了後、確認をタップ

10 入力内容を確認。確認完了後、登録をタップ

*ログインできない場合、当チラシ下段をご確認ください

⚠ 画像の撮影について

① 氏名
② 性別
③ 生年月日
が写るようご注意ください。

*不備がある場合、後日メールにて連絡いたします
*締切日までに不備が解消されない場合、キャンセルバック対象外となります。ご注意ください

Step 3

キャッシュバックの結果確認をお願いします **11月頃**

みんなのMYポータルを開き、「健活レポート・健康情報」をタップ

ランク判定表示

項目	健診値	判定	pt
BMI	26	A	30
血圧	136	B	10
尿蛋白	94	C	10
総蛋白	67	A	30
肝機能	32	B	20
糖代謝	5	A	30
総計	91	A	30

ランク判定 2 合計150pt

キャッシュバック金額表示

ランク	C B 金額	差
①	1,100円	-
②	2,200円	+1,100
③	0円	-1,100

※無配当医師保険 年間保険料 15,600円

ランク	C B 金額	差
①	660円	-
②	1,300円	+660
③	0円	-660

*ランクによってはキャッシュバックがない場合もございます。詳細はパンフレットをご覧ください
*キャッシュバックされる金額は、配当金に上乗せしてお返しします

好評 健活レポートが届きます

お1人お1人の健診結果の分析レポートを10月頃に提供予定です。ぜひご覧ください!

みんなのMYポータルを開き、「健活レポート・健康情報」をタップ

レポート内容 (イメージ)

健康年齢

※同世代との健康年齢の比較などが見れます

生活習慣病リスク

おすすめフィットネス

※「健康年齢®」はJMDCの登録商標です

【ご注意】 健診情報の登録期間中の「みんなのMYポータル」再登録、登録用IDの再発行について
 健診情報の登録期間中に「みんなのMYポータル」再登録、登録用IDの再発行を行いますと、健診情報の登録ができなくなりますので、「みんなのMYポータルサポートセンター」へ個人々から再発行を依頼しないようお願いいたします。
 以下までご連絡ください。
 明治安田生命保険相互会社 大阪公法人部 法人営業第二部 **06-6208-5427**

申込書記入例

西日本旅客鉄道労働組合 御中
家族支援共済 加入申込書 兼 告知書

家族支援共済(給付②)[新・団体定期保険] 家族支援共済(給付①)[新・団体定期保険]
 特約制度[無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)] 退職後継続制度[無配当定期保険(Ⅱ型)] 退職後継続制度(旧型)[無配当新・定期保険]

申込締切日 2024年5月7日 効力発効日(加入・増額日) 2024年8月1日

① 社員コード 1234567

② 申込内容 新規加入・内容変更・脱退等する場合、下記に必要事項を記入・押印し、ご提出ください。更新する場合 お申込内容に変更が無い場合は、昨年と同内容で自動継続となりますので、申込書の提出は不要です。

③ 家族支援共済は、給付①と給付②の同じコースにチェック④をつけてください。

⑤ 死亡保険金受取人欄

⑥ 申込印(認印可)

被保険者氏名	性別	生年月日
(カタカナでご記入ください) ニシロウ タロウ	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	昭和 平成 55年 05月 05日

制度名	現在加入	お申し込み欄
家族支援共済(給付②) [給付①とセット] 給付①と同じコースにチェックをつけてください	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> C1 <input type="checkbox"/> D1 <input type="checkbox"/> E1 <input type="checkbox"/> F1 <input type="checkbox"/> G1 <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D <input checked="" type="checkbox"/> E <input type="checkbox"/> F <input type="checkbox"/> G
家族支援共済(給付①) [給付②とセット] 給付②と同じコースにチェックをつけてください	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> C1 <input type="checkbox"/> D1 <input type="checkbox"/> E1 <input type="checkbox"/> F1 <input type="checkbox"/> G1 <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D <input checked="" type="checkbox"/> E <input type="checkbox"/> F <input type="checkbox"/> G

特約制度	金額	付加	同意
200万円	<input type="checkbox"/> 200 <input checked="" type="checkbox"/> 100	<input checked="" type="checkbox"/> 付加する(1) <input type="checkbox"/> 付加しない(5)	<input checked="" type="checkbox"/> 同意する(1) <input type="checkbox"/> 同意しない(5)

死亡保険金受取人欄	指定代理請求者指定欄
受取人コード 1. 配偶者 2. 子 3. 父母 5. 兄弟姉妹 7. 法定相続人 9. 個人指定(カタカナで氏名を記入)	続柄コード 1. 配偶者 2. 子 3. 父母 5. 兄弟姉妹 6. 祖父母 7. 孫 9. その他 C. 指定取消
コード 9の場合のみカタカナで1名記入	コード カタカナで1名記入 ニシロウ イチロウ

①社員コード

●印字がない場合はご記入ください。

②申込日(告知日)

●記入された日をご記入ください。必ず記入してください。

③カナ氏名・性別・生年月日欄

●印字がない場合はすべてご記入ください。

④お申し込み欄

●加入(変更)する制度、コースにのみをしてください。加入しない制度の記入は不要です。

※家族支援共済の「給付②」「給付①」はセットになりますので、同じコースにしてください。

※訂正する場合は訂正箇所に二重線を引き、その上に申込印と同じ印鑑を押印してください。

【例】「家族支援共済」月額8万円コース(ボーナスなし)の場合
 給付②、給付①ともに「E」コースにを記入

⑤死亡保険金受取人欄

●受取人コードまたは個人指定「9」の場合は個人名(カナ)を記入してください。

※家族支援共済の「給付②」「給付①」はセットになりますので、同じ内容を記入してください。

※個人指定されない場合はコードのみご記入ください。

【例】1:配偶者、2:子ども、3:父母

※受取人の記入がない場合、配偶者、子、父母、祖父母、兄弟姉妹の順位で受取人になります。

⑥指定代理請求者指定欄

●指定代理請求者コードおよび個人名(カナ)を記入してください。

【例】1:配偶者、2:子ども、3:父母
 +指定代理請求者カナ氏名

⑦申込印(認印可)

●押印ください

※スタンプ印、認印可

※豆印、キャラクター印、サイン等は不可